

天草広域連合行政改革大綱

【第2次計画】

[平成23年度～平成32年度]

天草広域連合

天草広域連合第2次行政改革大綱目次

第2次行政改革大綱の策定趣旨	1
1 行政改革の必要性	2
2 第2次行政改革大綱の計画期間	2
3 基本方針等	2
4 行政改革推進の重点項目	3
5 実施計画	
○ 介護保険法に基づく介護認定審査会の設置運営並びに 認定システムの開発及び管理運営に関すること	6
○ 関係市町職員等の共同研修に関すること	7
○ 広域サインに関すること	8
○ 消防に関すること	9
○ ごみ処理施設の設置及び管理運営に関すること	11
○ ごみ処理施設に附帯する集会施設の設置及び管理運営 に関すること	13
○ 関係市町の広域にわたる事務のあり方の調査研究及び 広域的連携に基づく計画等の策定に関すること	14

附属資料編

□消防

1 消防体制の再構築施策の推進

- 消防署所再編による効率的な署所の配置に関する施策・・・・・・・・・・ 15
- 緊急車両の現場到着所要時間短縮に関する施策・・・・・・・・・・ 24
- 消防署所庁舎の耐震化、機能回復及び維持管理に関する施策・・・・・・・・ 26
- 消防指令システム及び消防救急無線デジタル化整備計画・・・・・・・・ 27
- 自主防災組織の訓練指導等に関する施策・・・・・・・・・・ 28
- 関係市町及び消防団との連携強化に関する施策・・・・・・・・・・ 28

2 救急行政施策の推進

- 救急体制の充実強化に関する施策・・・・・・・・・・ 29
- 救急高度化事業に関する施策・・・・・・・・・・ 29
- 医療機関との連携強化に関する施策・・・・・・・・・・ 29
- 応急手当普及啓発に関する施策・・・・・・・・・・ 30

3 火災予防体制の整備施策の推進

- 防火安全対策に関する施策・・・・・・・・・・ 31
- 違反処理体制に関する施策・・・・・・・・・・ 31
- 危険物施設保安対策に関する施策・・・・・・・・・・ 31

4 人材育成と組織の活性化施策の推進

- 人材育成に関する施策・・・・・・・・・・ 32
- 組織の活性化に関する施策・・・・・・・・・・ 32
- 消防行政への住民参画に関する施策・・・・・・・・・・ 32

□ごみ処理施設

- 1 関係市町の廃棄物行政における諸施策との連携に関する施策の推進・・・・ 34
- 2 ごみ処理施設の設置及び管理運営について・・・・・・・・・・ 35
- 3 最終処分場の設置及び管理運営について・・・・・・・・・・ 37
- 4 集会施設の設置及び管理運営について・・・・・・・・・・ 38
- 5 工程計画・・・・・・・・・・ 39

第2次行政改革大綱の策定趣旨

天草広域連合は、平成18年度に策定された広域計画に基づき、平成18年度から27年度までの概ね10カ年を計画期間とした第1次行政改革大綱を策定し、その方針に基づき行政改革への取組みを進めてきたところです。

当連合の行政改革大綱は、広域計画の実施計画となっており、各年度における具体的な推進目標や項目及び年度別スケジュールにより取り組んでいるところですが、国の地方分権の推進や広域行政事務のあり方など様々な時代潮流の変化を的確にとらえ、広域事務に対する関係市町の考え方や住民の意見を反映し、効率的な広域行政の推進を図る必要があります。

また、当連合は、市町負担金に財源のほとんどを依存していることから、関係市町の財政状況を考慮し、密に連携し協議調整を図りながら、財政運営を行う必要がありますが、人口減少や景気の低迷、過疎化、高齢化の急速な進行に加え、市町合併による普通交付税の合併算定替による激変緩和措置の時期を迎えるなど関係市町の財政運営はますます厳しい状況にあり、引き続き最小の経費で最大の効果を発揮できる取組みが重要な課題となっています。

今回、広域計画等策定審議会の答申を尊重しながら、様々な提言や意見を反映し、具体的な方針と将来像を構築する実施計画として新たな行政改革大綱を策定しましたが、その実施にあたっては、圏域及び関係市町が置かれている現状を踏まえ、諸情勢の変化を的確にとらえながら多様化する広域行政需要に効果的に対応するため限られた人員や財源を効率的に活用し、関係市町と連携し更なる行政改革を進め、広域施策の実現及び事務事業を展開することとしています。

1 行政改革の必要性

天草広域連合は、平成18年度を初年度とする10年間の「第1次行政改革大綱」を策定し、効率的な財政運営を図るため、行政改革への取組みを進めていますが、5年を経過した現状においても、景気の低迷や過疎化、少子化等による人口減少に歯止めがかからず、また、市町合併に伴う普通交付税の合併算定替による激変緩和措置の到来により、財政状況はますます厳しいものになると予測されています。

特に、市町負担金に財源を依存している当広域連合は、こうした状況をあらためて認識し広域行政の目的である効率性、経済性をさらに推進するため、関係市町と緊密な連携を図り、第2次広域計画に基づく主要施策を実施するため「第2次行政改革大綱」を策定し、その推進を図るものとします。

2 第2次行政改革大綱の計画期間

第2次行政改革大綱の計画期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間とし、広域計画の改定等が行われたときは、連動して改定するものとします。

3 基本方針等

(1) 基本方針

関係市町の広域的な行政課題や多様化する行政需要に的確に対応するため、「最小の経費で最大の効果をあげる」という地方自治運営の基本原則に立ち返り、広域行政の持つ機能的な特性がより効果をあげるように、行政運営の簡素合理化を目指すものとします。

(2) 推進の方法

① 職員の役割

行政改革の実施主体は、職員一人ひとりであり、行政サービスの担い手として社会情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応できるよう意識改革を行う一方、改革の趣旨を理解し、職員自ら常に問題意識、コスト意識を持って事務事業の執行に努めるものとします。

② 実施組織と進行管理

行政改革の実施組織は、天草広域連合行政改革推進本部とし、全庁あげて取り組むとともに常に見直しを行い、効果的な進行管理を行います。

また、積極的に進行状況を公表するものとします。

4 行政改革推進の重点項目

(1) 事務の効率化

① 事務事業の見直し

限られた財源の中で最小の経費で最大の効果をあげるには、多様化する行政需要や新たな行政課題に適切かつ迅速に対応していく必要があります。

そのために、広域行政の果たすべき役割を念頭におき、事務事業の緊急性、重要性、効率性を検証しながら、広域計画に基づく実施すべき施策を基本に効率的な行政運営体制の確立を目指すものとします。

② 民間委託等の推進

住民サービスの向上及び行政の効率化を図るため、行政責任の確保に留意しつつ、民間の専門性や活力の利用が適当と認められる事務事業については、積極的に民間委託を推進します。

特に、ごみ処理施設の管理運営については民間活力の活用をさらに推進するとともに、新施設の整備については、PFI事業等の活用を図るものとします。

③ 情報化・情報提供の推進

高度情報通信技術を積極的に活用し、電子化、情報の共有化等による行政事務の高度化・効率化を図るとともに、広域連合広報やホームページ等による住民への情報提供を積極的に推進し、透明性を高めます。

(2) 組織・機構の効率化

① 組織の機能強化

広域行政組織として、社会情勢の変化に的確に対応し、広域行政施策を総合的かつ機能的に展開できるように広域計画に基づく施設整備及び消防署所の再編を推進し機能強化を図ります。

② 組織体制の効率化

簡素かつ効率的な事務執行体制を実現するために、組織機構の見直しや整備を図ります。併せて、主要施策の実施に的確に対応できる機能的な執行体制の確立を推進します。

(3) 定員及び給与等の適正化

① 定員管理の適正化

広域計画に基づき定員管理計画を策定し、広域行政事務の合理化、機構改革、署所の再編等による組織体制の見直し及び民間委託の推進等により定員の縮減を推進します。

② 人事管理の適正化

勤務実績と能力を重視した人事評価及び人材の登用に努めるとともに、事務処理組織機構の改革等による人事管理の適正化に努めます。

③ 給与等の適正化

広域連合職員の給与等の適正化に努めるとともに、各種諸手当等を含め制度の見直しを推進します。

(4) 人材育成・確保

① 人材育成の推進

地方分権時代にふさわしい職員の政策形成能力、法政執務能力等の向上のため、今後も自己啓発、職場研修などにより人材の育成に努めます。

② 人材確保の推進

行政需要の高度化、専門化に対応できる多様な人材を確保するため、関係市町からの派遣受入を積極的に行い、幅広い人事交流を推進します。

③ 自己啓発の奨励

職員の能力開発への主体的な取り組みを促すとともに、視野の広い人材の育成を図るため、自己啓発の奨励に努めます。

(5) 財政の健全化

① 事務事業の簡素合理化

簡素で効率的な行政運営を行うためには、個々の事務事業について常に職員がコスト意識を持ち簡素合理化を行うことが基本であり、全体の奉仕者としての責務を自覚し、行政運営の効率化を図り財政の健全化に努めます。

② 財源の健全化

広域連合の財政運営の基本財源は市町負担金であることを常に認識し、健全な財政運営を基本に、重点的な財源配分や経費節減による歳出経費の抑制に努めます。また、広域計画に基づく主要施策の実施を基本として、後年度負担を考慮した長期的な事務事業の適正化を進めます。

③ 使用料・手数料の見直し

使用料・手数料については、受益者負担の適正化の観点から不断の見直しが必要であり、均衡を著しく失することのないよう適正な価格算定に努めるものとします。

④ 公共工事コスト縮減対策の推進

公共工事において限られた財源を有効に活用するため、所要の機能・品質保持を確保しつつ、公共工事コスト縮減対策を図ります。

⑤ 消防行政の推進

広域連合の消防行政については、組織、機構の改革と連携して、住民の生命、財産を守るという基本原則を保持するために、広域計画の主要目標及び主要施策に基づき中長期的な消防体制の再構築や救急行政及び火災予防体制の整備を推進するものとします。

⑥ 廃棄物行政の推進

広域連合の環境衛生施設については、周辺環境に与える影響を考慮しながら適切な管理運営に努めるとともに、広域計画の主要目標及び主要施策に基づき、圏域全体を考慮した中長期的な施設整備計画を推進するものとします。

(6) 公正の確保と透明性の向上

情報公開条例に基づき、公正で開かれた広域連合行政の推進に努めるとともに、個人情報保護条例に基づき、個人情報の保護に努めることとします。

5 実施計画

広域計画に掲げる項目について、それぞれの主要目標に係る主要施策を具体的に推進するための実施計画は、次のとおりとします。

(1) 介護保険法に基づく介護認定審査会の設置運営並びに認定システムの開発及び管理運営に関すること

主要目標	公正・公平な介護認定審査事務の推進と効率的な運営											
所管	総務企画課	関係機関及び関係団体	天草市、上天草市及び苓北町									
主要施策	1 円滑な審査会運営のため、関係機関と連携し、介護認定審査会委員の確保を図る施策の推進 2 公正・公平な審査判定の維持のため次の施策 ①介護認定審査会委員の会議並びに検討会、勉強会により、介護認定審査会委員の知識、技術の向上を図る施策 ②認定審査の平準化や一次判定の精度向上に資するための情報や意見交換など連携を図る施策 3 関係市町との連携し、介護認定システムの開発及び適切な管理運営に関する施策 4 効率的な介護認定審査会の事務処理体制について、関係市町と協議・検討に関する施策											
行政改革プログラム（実施計画）及びスケジュール												
重点項目	実施内容	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	
事務の効率化	①認定システム情報の共有化											
	②認定システムの更新・設置											
組織・機構の効率化	①効率的な組織体制の検討 ※審査会場（7会場）の安定的確保 ※合議体数の確保（18合議体） ※1合議体当たりの委員数の確保（4人体制）											
	②管理運営の方向性の検討 ※事務委託若しくは共同設置検討											
定員及び給与等の適正化	審査会委員の報酬(日額 15,000円以内)等の検討											
人材の育成確保	①審査会委員の安定的確保(定数170人以内) ②委員研修の実施											
財政の健全化	コスト意識の徹底及び歳出経費の重点化と抑制											

(2) 関係市町職員等の共同研修に関すること

主要目標	関係市町職員等の資質の向上及び相互交流による圏域一体感の熟成											
所 管	総務企画課	関係機関及 び関係団体	天草市、上天草市及び苓北町									
主要施策	1 関係市町及び熊本縣市町村職員研修協議会との連携による職員共同研修施策の推進 2 関係市町との連携による資質向上及び能力育成に必要な職員研修施策の推進											
行政改革プログラム（実施計画）及びスケジュール												
重点項目	実施内容	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	
事務の効率化	①研修協議会との連携・活用 ※(財)自治研修協会との共催による研修の実施継続及び研修内容の検討 ※県市町村職員研修協議会における研修内容の検討と天草圏域ブロック別研修の実施 ②研修講師の民間委託の推進											
財政の健全化	コスト意識の徹底及び歳出経費の重点化と抑制											

(3) 広域サインに関すること

主要目標	天草圏域の観光及び経済振興の推進										
所 管	総務企画課	関係機関及 び関係団体	天草市、上天草市及び苓北町								
主要施策	1 関係市町、関係機関と連携による九州新幹線の主要駅舎や幹線道路等に広域サイン活用による案内板等の設置活動の推進 2 他圏域との横軸、縦軸構想を有機的に結ぶ新たなサインの開発検討による天草圏域の観光及び経済振興施策の推進 3 既設の広域サインの維持管理施策の推進										
行政改革プログラム（実施計画）及びスケジュール											
重点項目	実施内容	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
事務の効率化	①新サインの検討・開発 ②サインの継続的維持管理及び民間活力の活用 ③サインの情報化の推進										
財政の健全化	コスト意識の徹底及び歳出経費の重点化と抑制										

(4) 消防に関すること

主要目標	安全で安心して暮らせるまち											
所 管	消防本部	関係機関及 び関係団体	天草市、上天草市及び苓北町									
主要施策	<p>1 消防業務体制の再構築施策の推進</p> <p>①消防署所再編による効率的な署所の配置に関する施策</p> <p>②消防署所庁舎の耐震化、機能回復及び維持管理に関する施策</p> <p>③緊急車両の現場到着所要時間の短縮に関する施策</p> <p>④自主防災組織の訓練指導等に関する施策</p> <p>⑤関係市町及び消防団との連携強化に関する施策</p> <p>2 救急行政施策の推進</p> <p>①救急体制の充実強化に関する施策</p> <p>②救急高度化事業に関する施策</p> <p>③医療機関との連携強化に関する施策</p> <p>④応急手当の普及啓発に関する施策</p> <p>3 火災予防体制の整備施策の推進</p> <p>①違反処理体制に関する施策</p> <p>②防火安全対策に関する施策</p> <p>③危険物施設保安対策に関する施策</p> <p>4 人材育成と組織の活性化施策の推進</p> <p>①人材育成に関する施策</p> <p>②組織の活性化に関する施策</p> <p>③消防行政への住民参画に関する施策</p>											
行政改革プログラム（実施計画）及びスケジュール												
重点項目	実施内容	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	
事務の効率化	①事務部局と消防部局の共通事務の集約化	→										
	②情報の共有化による事務の効率化推進	→										
組織・機構の効率化	①消防署所再編の推進 ア中期目標(27年度) ※職員数201人(実員 205人) ※署所数=1本部2署11分署 ※車両配備台数55台	→										
	イ長期目標(32年度) ※職員数194人(実員 200人) ※署所数=1本部3署9分署 ※車両配備台数52台						→					
	ウ最終目標 ※職員数174人(実員 180人) ※署所数=1本部3署5分署 ※道路整備等が条件 ※車両配備台数45台	→										
	②消防部局と事務部局の組織機構改革の推進	→										

行政改革プログラム（実施計画）及びスケジュール																
重点項目	実施内容	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32					
定員及び給与等の適正化	①定員管理計画による職員数の削減															
	②退職者再雇用制度（再任用、嘱託採用）の推進															
	③特殊勤務手当等の見直し検討															
	④人事評価制度の改善検討															
人材の育成確保	①職員研修機会の拡大															
	②事務局職員及び派遣職員の受け入れ等による事務の活性化															
	③職員の派遣検討															
	④自己研鑽支援制度の検討															
財政の健全化	①コスト意識の徹底及び歳出経費の重点化と抑制															
	②手数料等の見直し検討															
	③長期的な車両配備更新計画の策定															
	④長期財政計画に基づく効率的な財政運営の確保															
重点施策	①消防本部及び中央消防署庁舎の整備促進															
	②消防署分署等の移転、改修等の推進（中長期署所再編と連動）															
	③消防救急無線のデジタル化															
その他の施策	①緊急車両の現場到着所要時間の短縮に関する施策															
	②自主防災組織の訓練指導等に関する施策															
	③関係市町及び消防団との連携強化に関する施策															
	④救急体制の充実強化に関する施策															
	⑤救急高度化事業に関する施策															
	⑥医療機関との連携強化に関する施策															
	⑦応急手当の普及啓発に関する施策															
	⑧違反処理体制に関する施策															
	⑨防火安全対策に関する施策															
	⑩危険物施設保安対策に関する施策															
	⑪人材育成に関する施策															
	⑫組織の活性化に関する施策															
	⑬消防行政への住民参画に関する施策															

(5) ごみ処理施設の設置及び管理運営に関すること

主要目標	天草圏域の循環型社会形成の推進											
所 管	環境衛生課	関係機関及 び関係団体	天草市、上天草市及び苓北町									
主要施策	1 関係市町の廃棄物行政における諸施策との連携に関する施策 ①ごみ排出量の削減に関する施策 2 ごみ処理施設の設置及び管理運営についての施策 ①圏域5か所のごみ処理施設の統廃合に関する施策 ②施設統合に係る住民サービスの維持に関する施策 3 最終処分地の設置及び管理運営についての施策 ①処分能力の確保に関する施策 ②圏域施設の効率的な最終処分体制の確立に向けた施策											
行政改革プログラム（実施計画）及びスケジュール												
重点項目	実施内容	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	
事務の効率化	①管理運營業務の民間委託の推進	➡										
	②広報誌やホームページを活用した、積極的な情報提供の推進	➡										
組織・機構の効率化	①ごみ処理施設の整理・統合 ※圏域5か所の施設を統合 ※31年度を完成目標 ※用地選定・取得の推進 ※適正な施設規模の設定 ※中継輸送施設は関係市町と継続して協議	➡										
	②最終処分場拡張 ※30年度を完成目標 ※適正な施設規模の設定 ※圏域施設の効率的な体制を関係市町と協議	➡										
定員及び給与等の適正化	①定員管理計画による職員数の削減、施設管理の民間委託 ②特殊勤務手当等の見直し検討 ④人事評価制度の改善検討	➡										
人材の育成確保	①職員研修機会の拡大 ②派遣職員の受け入れ等による事務の活性化 ③自己研鑽支援制度の検討	➡										

行政改革プログラム（実施計画）及びスケジュール											
重点項目	実施内容	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
財政の健全化	①コスト意識の徹底及び歳出経費の重点化と抑制 ②使用料等の見直し検討 ③長期的な施設管理運営計画の策定 ④長期財政計画に基づく効率的な財政運営の確保										
	⑤新ごみ処理施設整備・運営については民間活力の活用を推進（公設民営方式等）										
その他の施策	①施設排出基準の遵守と環境保全対策の推進及び情報提供 ②関係市町との連携によるごみ減量化の推進 ③現存施設の延命化施策										

(6) ごみ処理施設に附帯する集会施設の設置及び管理運営に関すること

主要目標	地域住民の福祉の増進と連合施設への理解と協力の推進											
所 管	環境衛生課	関係機関及 び関係団体	天草市、上天草市									
主要施策	1 集会施設の維持管理に関する施策 2 新ごみ処理施設完成後の施設の有効利用に係る協議検討に関する施策											
行政改革プログラム（実施計画）及びスケジュール												
重点項目	実施内容	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	
事務の効率化	①管理運營業務の民間委託の推進	→										
	②管理運営方法等の協議検討	→										
財政の健全化	①コスト意識の徹底及び歳出経費の重点化と抑制 ②使用料等の見直し検討 ③長期的な施設管理運営計画の策定	→										

(7) 関係市町の広域にわたる事務のあり方の調査研究及び広域的連携に基づく計画等の策定に関すること

所 管	総務企画課	関係機関及び関係団体	天草市、上天草市及び苓北町									
主要施策	1 広域連合事務のあり方の調査検討に関する施策 2 圏域内一部事務組合のあり方の調査検討に関する施策 3 権限委譲事務、広域的連携に基づく計画等の作成に関する施策 4 「天草圏域はひとつ」に係る市町業務の連携等の調査研究に関する施策											
行政改革プログラム（実施計画）及びスケジュール												
重点項目	実施内容	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	
事務の効率化	①最小の経費で最大の効果を目的として、関係市町と協議検討し、事務の効率化、スリム化を推進 ②民間委託を推進し、事務量の削減を図る。											
組織・機構の効率化	①行政運営の迅速化による住民サービスの向上を推進 ②広域行政の見直し、検討 ③行政運営責任の明確化を推進											
財政の健全化	①職員人件費はもとより、所要経費の効率的かつ重点的な配分と削減を推進 ②長期財政の健全化を推進											

附属資料編

□ 消防

1 消防体制の再構築施策の推進

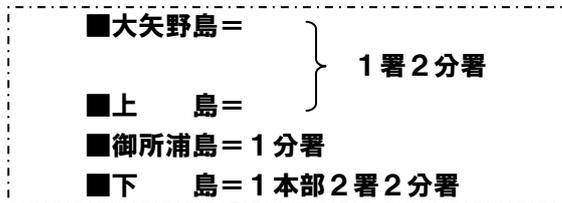
○ 消防署所再編による効率的な署所の配置に関する施策

(1) 消防署所配置計画

- ① 中期目標年次（平成 27 年度）までは、現体制の維持を図り、総務事務部門への事務局職員の配置転換や再任用職員の活用及び一部署分署の人員削減で対応します。この場合、職員の配置転換等は事務局との機構改革によってなされるものであり、現中央消防署、本部庁舎及び事務局が一体となった新庁舎の移転新築は早急に推進します。
- ② 長期目標年次（平成 32 年度）までは、最終目標を見据えた一部署所の統合再編を行うものとし、関係市町との連携と地域住民との協働により、地域における消防力が低下しないような体制づくりを進めるものとします。この場合、老朽化する分署等の建替え等を視野に入れ推進します。
- ③ 最終目標については、道路インフラ等の整備状況を考慮しつつ署所再編を推進します。
- ④ 消防力を維持する観点から、分署の署への格上げ及び分遣所に消防車両の配備を行うことから分署という名称とします。

署所の配置計画の最終目標（グランドデザイン）を次のとおりとし実現に向けて推進します。

最終目標職員数を基礎として、消防力の維持・確保を基本に総合力のある署所を集中的に配備し、署所の機動力を高め、圏域全体を適度に均衡を保ちつつ相互に補完できる消防体制を確立するため、1 本部 3 署 5 分署を配置します。○参考資料～【消防署所再編計画（配置図）】



ただし、この最終目標の達成には、極力現場到着時間等を維持する必要があり、それぞれの署所間等の道路交通事情の改善が条件となります。なお、現在熊本県が配備している防災消防ヘリコプターや、今後導入が予定されているドクターヘリについても、県と協議のうえ有効に活用を推進します。

(2) 定員管理計画

署所の再編計画に基づく消防職員の定員管理計画は次のとおりとします。

① 中期目標	平成 27 年度	201 人 (実員 205 人)
② 長期目標	平成 32 年度	194 人 (実員 200 人)
③ 最終目標		174 人 (実員 180 人)

定員管理計画については、職員の前倒し採用や総務事務部門への事務局職員の配置転換や再任用職員の活用、消防職員 O B の嘱託採用の実施及び一部署分署の人員削減で、消防力の維持に必要な職員の確保施策を推進します。

○参考資料～【消防署所再編計画（人員構成）】 ○参考資料～【定員管理計画】

○参考資料～【消防費の基準財政需要額の推移予想】

○参考資料～【最終的なグランドデザインを見越した広域計画】

(3) 消防車両配備計画

消防署所再編計画との整合性を保ちながら、車両の適正配置と計画的な更新を行い、消防力の強化を図ります。再編の対象となる地域の分署には、P・A連携及び第2事案への対処が可能となるよう救急自動車2台を配備し、消防車及び連絡車を合わせて4台体制とします。分遣所規模には、初期消火用消防車と救急自動車及び連絡車の3台体制とします。

なお、消防車両の更新にあつては、特殊性（緊急性、過酷な使用条件等）を考慮しつつも使用期限の延長、地域の実情に応じた車種選定、車両艤装、装備品目の検討など、あらゆる角度から見直しを行い、精査し、コストの削減に努めるとともに従来からの既成概念にこだわらず仕様の検討、研究を行い事業費の削減を図るなど、その実効性を高めることとします。また、車両の運用時間、及び走行距離は、災害等の発生件数に比例しており、各所属間で差があることを考慮し、各所属の運用時間及び走行距離等を常に把握し、所属間相互で車両のローテーションを行なうことにより耐用年数を延長します。

○参考資料～【消防車両配備計画】

○参考資料～【統廃合の対象となる地域での出動体制】

【平成27年までの中期目標】

- ・消防車両更新台数5台

【平成32年までの長期目標】

- ・消防車両更新台数7台（h28～h32）

【最終目標】

- ・署所再編計画との整合性を保ちながら適正配置と計画的な更新

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
事業内容	新和救急車 御所浦積載車 倉岳積載車				南梯子車整備 松島救急車更新	東天草ポンプ車更新 新 茶北化学車更新 五和救急車更新	中央化学車更新 東天草救急車更新	茶北救急車更新	倉岳救急車更新	
重点目標	署所再編計画との整合性を保ちながら適正配置と計画的な更新									

消防署所再編計画(配置図)

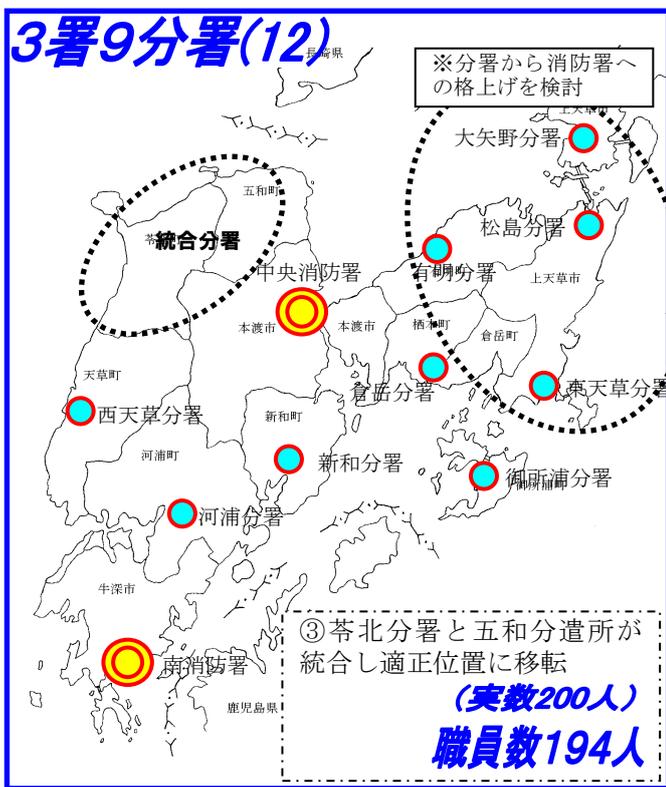
①【現体制＝平成22年度】



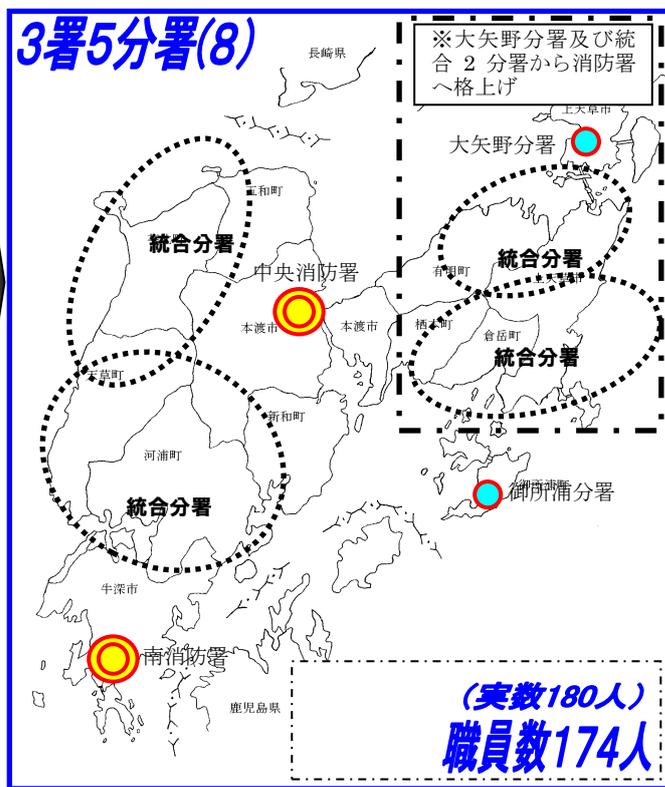
②【中期目標＝平成27年度…5年後】



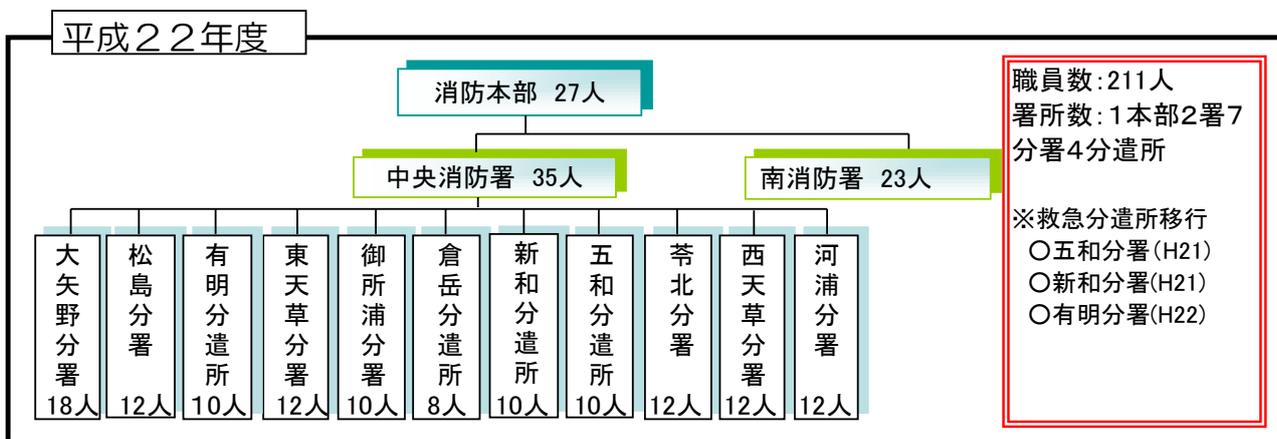
③【長期目標＝平成32年度…10年後】



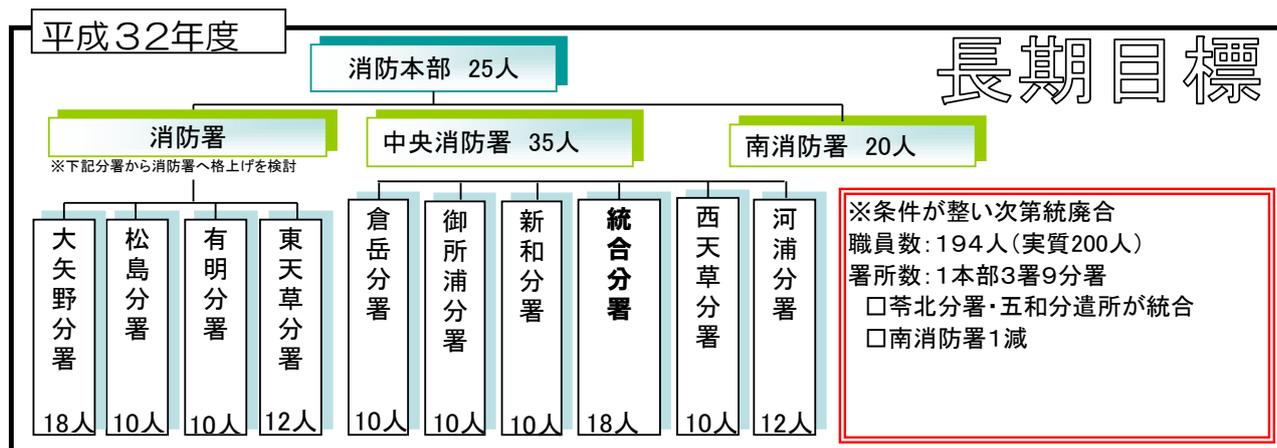
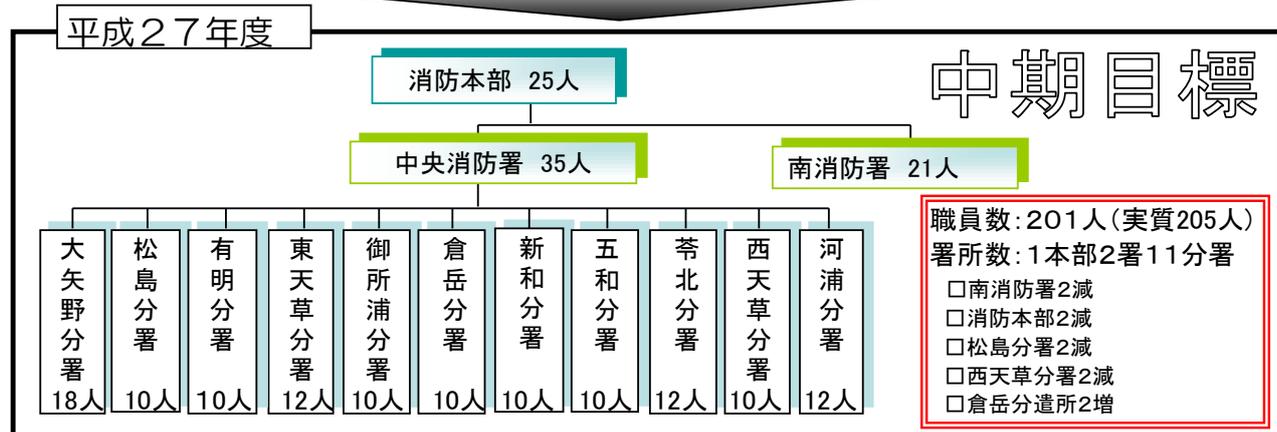
④【最終目標】



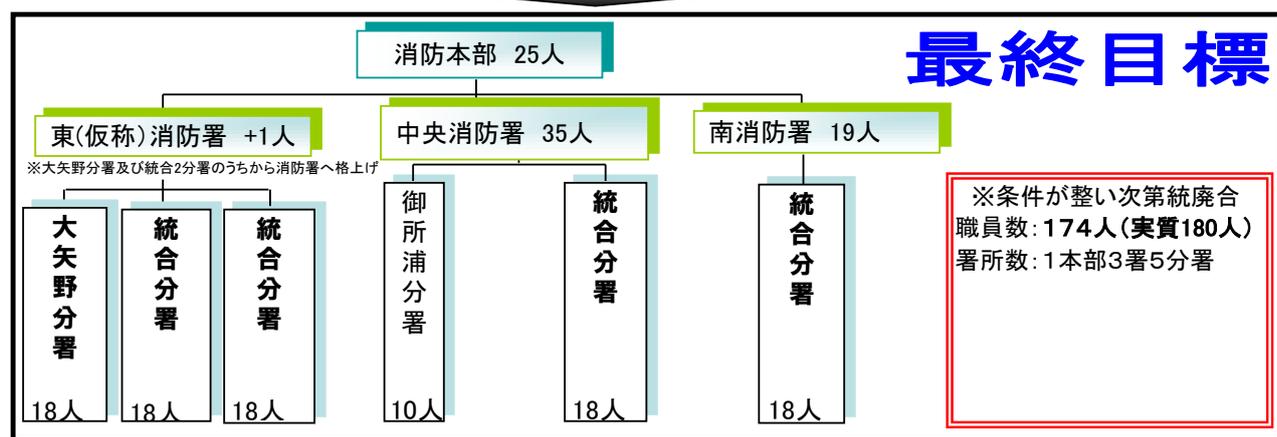
消防署所再編計画（人員構成）



第2次広域計画



第3次・第4次広域計画



定員管理計画

【 】書きは事務局員若しくは再任用職員等

所 属		h21 年度末	h22	h23	h24	h25	h26	h27 中期目標	h28	h29	h30	h31	h32 長期目標
署関係	中央消防署	35	35	35	35	35	35	33	33	33	33	33	33
	南消防署	23	23	23	23	21 ^{2減}	21	21	20 ^{1減}	20	20	20	20
	大矢野分署	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18
	松島分署	12	12	12	12	12	12	10 ^{2減}	10	10	10	10	10
	有明分遣所	12	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	東天草分署	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	御所浦分署	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	倉岳分遣所	8	8	8	8	8	8	10 ^{2増}	10	10	10	10	10
	新和分遣所	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	五和分遣所	10	10	10	10	10	10	10	10	10	五和・苓北が統合		4減
	苓北分署	12	12	12	12	12	12	12	12	18			18
	西天草分署	12	12	12	12	12	12	10 ^{2減}	10	10	10	10	10
	河浦分署	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	【再任用】							【2】	【2】	【2】	【2】	【2】	【2】
本部関係	総務課	6	6	6	6	6	2 ^{2減}	2	2	2	2	2	2
	【再任用】						【2】	【2】	【2】	【2】	【2】	【2】	
	警防課	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	予防課	4	4	4	4	4	4	4	3	3	3	3	3
	【再任用】								【1】	【1】	【1】	【1】	
	指令課	11	11	11	11	11	11	11	10	10	10	10	10
	【再任用】								【1】	【1】	【1】	【1】	
	消防学校教官 県防災ヘリ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	九州研修所入校	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	その他 派遣受入	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
正規職員合計	213	211	211	211	209	207	201	198	198	194	194	194	
【再任用】						【2】	【4】	【6】	【6】	【6】	【6】	【6】	
職員合計	213	211	211	211	209	209	205	204	204	200	200	200	
		h21	h22	h23	h24	h25	h26	h27	h28	h29	h30	h31	h32
退職予定人員		11	11	10	5	15	10	16	10	4	11	2	1
●入校中の実働(4月～9月)			200	201	204	199	201	195	195	200	195	198	199
採用計画人員(前倒し採用)			11	8	10	12	10	10	9	6	5	2	1
人員		211	211	209	214	211	211	205	204	206	200	200	200
異動事項		五和分署・新和分署が移行	有明分署が分遣所へ移行			○南消防署2減	○事務局長とに統合し総務課2減	○倉岳分遣所が2増	○西天草分署が2減	○松島分署に再任用2	○予防課・指令課に再任用2	○南消防署1減	○苓北分署と五和分遣所を統合4減

消防費の基準財政需要額の推移予想(平成21年～平成43年)

年度	h21	h22	h23	h24	h25	h26	h27	h28	h29	h30	h31	h32	h33	h34	h35	h36	h37	h38	h39	h40	h41	h42	h43
天草市	1,620,431	1,679,356	1,564,901	1,564,901	1,564,901	1,564,901	1,564,901	1,412,973	1,331,677	1,250,381	1,169,084	1,087,788	963,649	963,649	963,649	963,649	963,649	882,202	882,202	882,202	882,202	882,202	804,566
上天草市	574,114	594,991	546,882	546,882	546,882	536,463	515,634	454,606	435,470	416,333	406,765	406,765	370,544	370,544	370,544	370,544	370,544	335,880	335,880	335,880	335,880	335,880	302,802
苓北町	159,812	165,623	155,883	155,883	155,883	155,883	155,883	145,623	145,623	145,623	145,623	145,623	135,085	135,085	135,085	135,085	135,085	124,788	124,788	124,788	124,788	124,788	115,103
合計	2,354,357	2,439,970	2,267,666	2,267,666	2,267,666	2,257,247	2,236,418	2,013,202	1,912,769	1,812,337	1,721,472	1,640,176	1,469,278	1,469,278	1,469,278	1,469,278	1,469,278	1,342,870	1,342,870	1,342,870	1,342,870	1,342,870	1,222,472

年度	h21	22	23	24	25	26	h27	28	29	30	31	h32	33	34	35	36	h37	38	39	40	41	h42	43
天草市(人口)	96,473	96,473	89,898	89,898	89,898	89,898	89,898	83,504	83,504	83,504	83,504	83,504	76,846	76,846	76,846	76,846	76,846	70,351	70,351	70,351	70,351	70,351	64,160
補正係数関係(激減緩和措置を経て一本算定へ)	1.5270	1.5270	1.5270	1.5270	1.5270	1.5270	1.5270	激減緩和措置期間					一本算定										
基準財政需要額	1,620,431	1,679,356	1,564,901	1,564,901	1,564,901	1,564,901	1,564,901	1,412,973	1,331,677	1,250,381	1,169,084	1,087,788	963,649	963,649	963,649	963,649	963,649	882,202	882,202	882,202	882,202	882,202	804,566
上天草市(人口)	32,502	32,502	29,874	29,874	29,874	29,874	29,874	27,447	27,447	27,447	27,447	27,447	25,003	25,003	25,003	25,003	25,003	22,664	22,664	22,664	22,664	22,664	20,432
補正係数関係(激減緩和措置を経て一本算定へ)	1.6058	1.6058	1.6058	1.6058	1.6058	1.6058	激減緩和措置期間					一本算定											
基準財政需要額	574,114	594,991	546,882	546,882	546,882	536,463	515,634	454,606	435,470	416,333	406,765	406,765	370,544	370,544	370,544	370,544	370,544	335,880	335,880	335,880	335,880	335,880	302,802
苓北町(人口)	8,927	8,927	8,402	8,402	8,402	8,402	8,402	7,849	7,849	7,849	7,849	7,849	7,281	7,281	7,281	7,281	7,281	6,726	6,726	6,726	6,726	6,726	6,204
(補正係数)	1.6275	1.6275	1.6275	1.6275	1.6275	1.6275	1.6275	1.6275	1.6275	1.6275	1.6275	1.6275	1.6275	1.6275	1.6275	1.6275	1.6275	1.6275	1.6275	1.6275	1.6275	1.6275	1.6275
基準財政需要額	159,812	165,623	155,883	155,883	155,883	155,883	155,883	145,623	145,623	145,623	145,623	145,623	135,085	135,085	135,085	135,085	135,085	124,788	124,788	124,788	124,788	124,788	115,103
【管内人口推移】	137,902				128,174					118,800					109,130					99,741			90,796
単位費用	11,000	11,400	11,400	11,400	11,400	11,400	11,400	11,400	11,400	11,400	11,400	11,400	11,400	11,400	11,400	11,400	11,400	11,400	11,400	11,400	11,400	11,400	11,400
基準財政需要額	2,354,357	2,439,970	2,267,666	2,267,666	2,267,666	2,257,247	2,236,418	2,013,202	1,912,769	1,812,337	1,721,472	1,640,176	1,469,278	1,469,278	1,469,278	1,469,278	1,469,278	1,342,870	1,342,870	1,342,870	1,342,870	1,342,870	1,222,472

算定条件

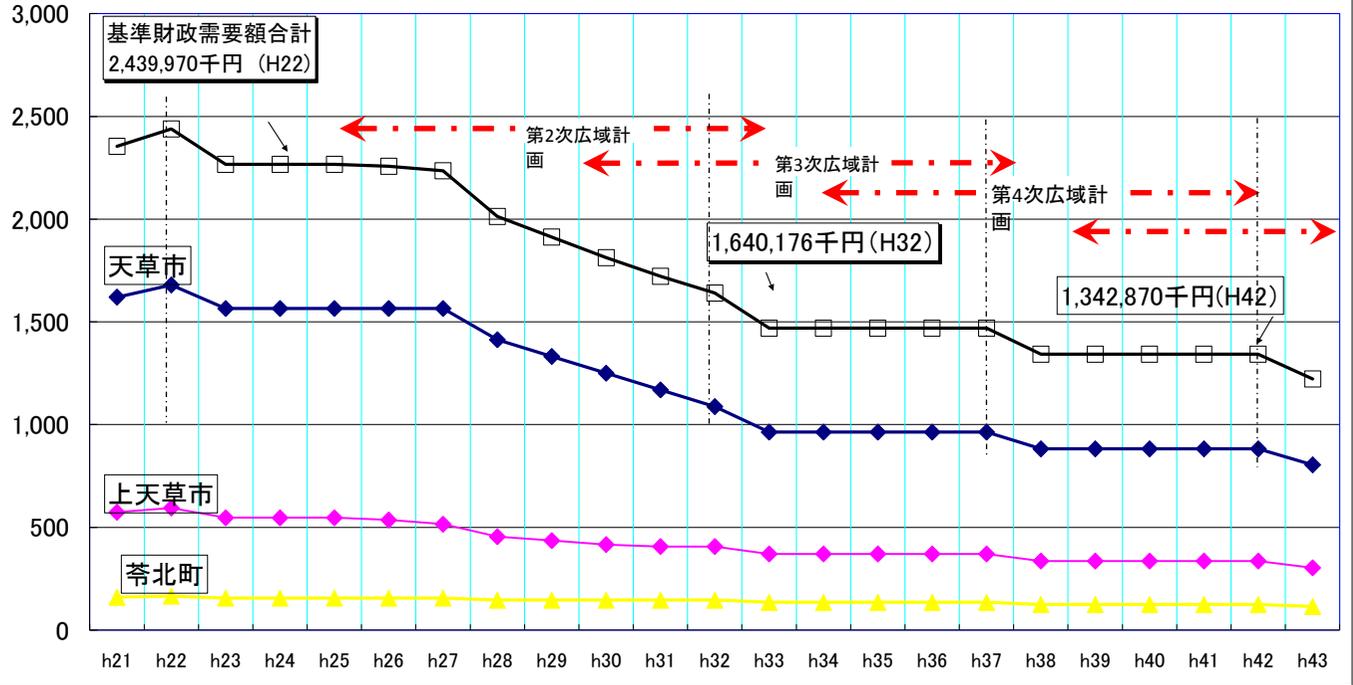
- 上天草市の一本算定後の補正係数は1.6058から1.30へ推移と仮定する
- 天草市の一本算定後の補正係数は1.5270から1.10へ推移と仮定する
- 空港委託業務にかかる経費は除いている
- 国勢調査人口については国立社会保障・人口問題研究所発表の数値を採用
- 単位費用は平成22年度ベースの11,400円を維持する。
- 補正係数及び人口急減補正については下の表の率による

市 町	人口	単位費用	補正率(一括)	平成21年度ベース
				基準財政需要額
天草市	96,473	11,000	1.5270	1,620,431
上天草市	32,502	11,000	1.6058	574,114
苓北町	8,927	11,000	1.6275	159,812
合計	137,902			2,354,357

人口推移予想

市町	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年
天草市	32,502	29,874	27,447	25,003	22,664	20,432
上天草市	96,473	89,898	83,504	76,846	70,351	64,160
苓北町	8,927	8,402	7,849	7,281	6,726	6,204
合計	137,902	128,174	118,800	109,130	99,741	90,796

基準財政需要額の推移予想



最終的なグランドデザインを見越した広域計画

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	
国政調査人口の推移予想	137,902 人					128,174 人					118,800 人					109,130 人					99,741 人					90,796	
合併経過の特例	天草市	合併算定替え期間(10年)										激減緩和措置期間 9割 7割 5割 3割 1割					⇒ 一本算定へ移行										
	上天草市	合併算定替え期間(10年)					激減緩和措置期間 9割 7割 5割 3割 1割					⇒ 一本算定へ移行															
広域計画(過程)	第1次	第1次広域計画 (平成18年度～平成27年度) (5年後)										(10年後)					(15年後)					(20年後)					
	第2次	第2次広域計画 (平成23年度～平成32年度)																									
	第3次											第3次広域計画 (平成28年度～平成37年度)															
	第4次											第4次広域計画 (平成33年度～平成42年度)															
基準財政需要額の推移(単位:百万円)				2,354	2,440	2,268	2,268	2,268	2,257	2,236	2,013	1,913	1,812	1,721	1,640	1,469	1,469	1,469	1,469	1,469	1,343	1,343	1,343	1,343	1,343	1,343	1,222

21

職員数の推移	211人	(201)人	(194)人	(174)人
署所数の推移	2署7分署4分遣所	2署 11分署	3署 9分署	3署 5分署

=現在の消防組織体制=



2署7分署4分遣所(13)
211人体制

【署所配置計画の基本方針】

- ① 中期目標年次(平成27年度)までは、現体制の維持を図り、総務事務部門への事務局職員の配置転換や再任用職員の活用及び一部署分署の人員削減で対応します。この場合、職員の配置転換等は事務局との機構改革によってなされるものであり、現中央消防署及び本部長舎の移転新築は早急に推進します。
- ② 長期目標年次(平成32年度)までは、最終目標を見据えた一部署所の統合再編を行うものとし、関係市町との連携と地域住民との協働により、地域における消防力が低下しないような体制づくりを進めるものとします。この場合、老朽化する分署等の建替え等を視野に入れ推進します。
- ③ 最終目標については、道路インフラ等の整備状況を考慮しつつ署所再編を推進します。
- ④ 消防力を維持する観点から、分署の署への格上げ及び分遣所に消防車両の配備を行うことから分署という名称とします。

最終目標職員数を基礎として、消防力の維持・確保を基本に総合力のある署所を集中的に配備し、署所の機動力を高め、圏域全体を適度に均衡を保ちつつ相互に補完できる消防体制を確立

「安全で安心に暮らせるまち」

=最終的な消防組織体制=



3署5分署
174人体制

消防車両整備計画

番号	所属	車両	登録年月日	経過年数	年 度									最終目標				
					H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	所属	車 両	備 考
異動事項					分遣所へ 積載車				南消防署 21人体制					苓北五和 統合				1本部3署5分署へ
1	本 部	消防車予備車(非常用)	H05.12.20	16														救急車予備車(非常用)
2		運搬車	H06.02.24	16														運搬車
3		防火広報車	H08.07.23	13														防火広報車
4		指揮車	H14.12.26	7														指揮車
5		輸送車	H15.07.11	6														輸送車
6		資機材搬送車	H16.01.09	6														資機材搬送車
7		防災指導車	H16.05.31	5														防災指導車
8		訓練指導車	H19.08.10	2														訓練指導車
9	中 央 消 防 署	消防1号車	H13.07.25	8														消防1号車
10		消防2号車	H18.02.03	4														消防2号車(予備車)
11		救急本渡1	H13.05.21	8														救急1号車
12		救急本渡2	H14.01.24	8														救急2号車
13		救助工作車	H18.02.03	4														救助工作車
14		化学車	H06.01.27	16							更新							化学車
15		水槽車	H09.03.05	13														水槽車
16		梯子車	H10.03.16	12														梯子車
17		査察車	H12.11.24	9														査察車
18	南 消 防 署	消防1号車	H11.03.11	11														消防1号車
19		消防2号車	H16.01.19	6														消防2号車
20		救急1号車	H19.11.19	2														救急1号車
21		救急車(予備車)	H06.05.16	15														救急2号車
22		梯子車	H15.02.27	7					整備									梯子車
23	指揮車	H13.06.14	8														連絡車	
24	大 矢 野 分 署	消防車	H15.03.10	7														消防車
25		救急車	H15.11.10	6														救急1号車
26		救急車(予備車)	H07.07.27	14														救急2号車
27	連絡車	H12.11.24	9														連絡車	
28	松 島 分 署	消防車	H10.03.09	12														消防車
29		救急車	H15.02.27	7					更新									救急1号車
30		連絡車	H08.11.15	13														救急2号車
31	有 明 分 遣 所	消防車 (7月末の配備)	H17.04.21	4														連絡車
32		救急車	H11.03.11	11														
33		連絡車	H21.09.29	0														
34	東 天 草 分 署	消防車	H07.03.15	15						更新								消防車
35		救急車	H16.11.19	5							更新							救急1号車
36		連絡車	H08.11.15	13														救急2号車
37	分 遣 所 倉 岳	小型ポンプ積載車	h23年配備 (案)	##														連絡車
39		救急車	H18.11.20	3									更新					
40		連絡車	H19.06.29	2														
37	御 所 浦 分 署	救急車	H11.03.23	11														小型ポンプ積載軽自動車
38		消防救急艇	H19.03.14	3														救急車
41	新 和 分 署	消防救急艇																消防救急艇
42		小型ポンプ積載車 (7月末の配備)	H22.07.31	##														
43		救急車	H08.03.25	14			更新											
44	五 和 分 署	連絡車	H21.09.29	0														
45		小型ポンプ積載車 (7月末の配備)	H22.07.31	##														化学車
46		救急車	H14.02.27	8					更新			統合						救急1号車
47	苓 北 分 署	連絡車	H10.03.09	12														救急2号車
48		化学車	H07.03.03	15						更新								連絡車
49		救急車	H16.11.19	5								更新						
50	西 天 草 分 署	連絡車	H20.11.28	1														
51		消防車	H05.03.03	17														消防車
52		救急車	H20.11.13	1														救急1号車
53	河 浦 分 署	連絡車	H19.06.29	2														救急2号車
54		消防車	H20.01.21	2														連絡車
55		救急車	H21.11.16	0														
		連絡車	H08.11.15	13														
更新台数							1			2	2	2	1	2				
廃車台数								1										
車両総台数											54		51		50			45

車両の運用時間、及び走行距離は、災害等の発生件数に比例しており、各所属間で差があることを考慮し、各所属の運用時間及び走行距離等を常に把握し、所属間相互で車両のローテーションを行う。

統合
1署2分署

統合

統合

統合

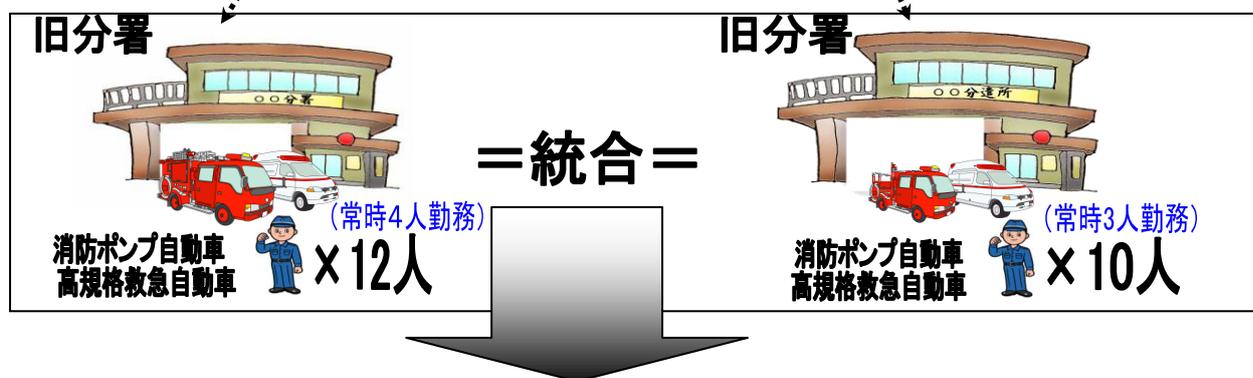
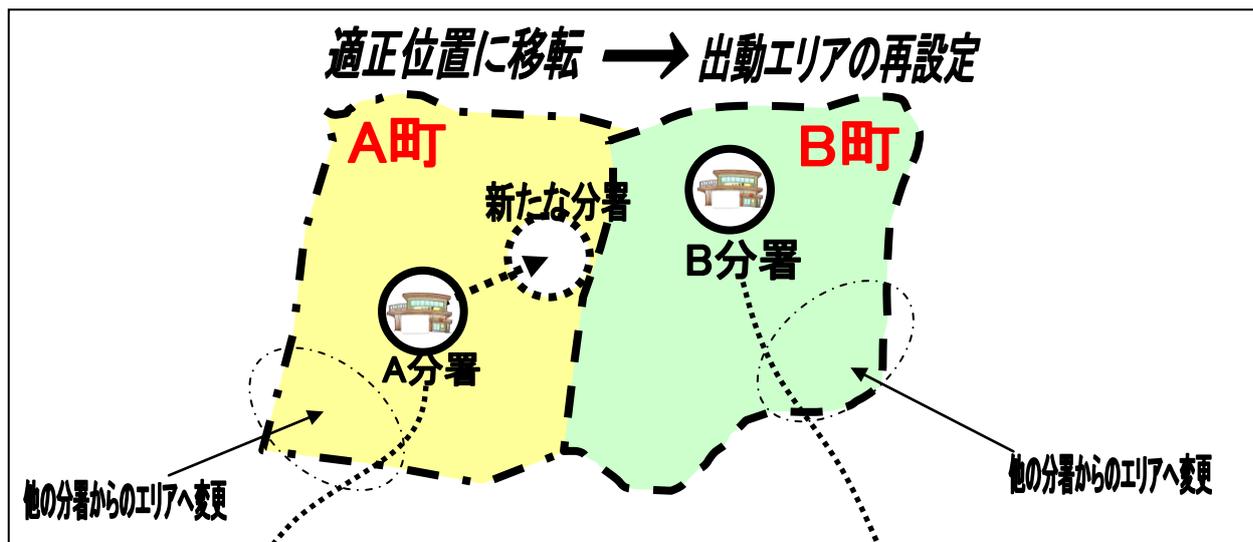
(松島統合分署)

(東天草・倉岳統合分署)

(苓北・五和統合分署)

(西天草・河浦統合分署)

統廃合の対象となる地域での出動体制



- 統廃合分署の管轄範囲がこれまでより拡大するため、**救急自動車を2台配備して第2事案への対応とP/A連携が可能**な体制となります。
- 出動エリアは、**現場到着時間を最優先し旧市町の区割りを越えて災害現場に最も近い署所が出動**する体制をとっており、統廃合した場合、**新たな分署の位置に応じた出動エリアを再設定**します。

【P/A連携とは】P：消防車（ポンプ車） A：救急車（アンビュランス）の略。救急隊は基本的に3名（隊長、隊員、運転手）で構成されている。しかし、この3名では救急現場の活動が困難な場合がある。たとえば、①狭い場所からの搬送が必要な場合 ②救助が必要な場合 ③救急処置に人手が必要な場合 ④安全管理が必要な場合

○ 緊急車両の現場到着所要時間短縮に関する施策

平成21年中における天草管内の救急自動車の現場到着所要時間は平均で8.1分となっており、全国平均の7.7分より若干の遅れが見られます。

当本部では、平成21年4月から現場到着所要時間を最優先し、旧市町の区割りを越えて、災害現場に最も近い署所から出動する体制をとっており、今後も出動区分の定期的な見直しと、道路交通網整備の進捗に合わせた出動区分の再設定を行い時間短縮に努めます。平成12年に導入した発信地表示システムにより災害現場特定にかかる時間の大幅な短縮がなされたところではありますが、このシステムは既に耐用年数を過ぎており更新に当たっては最新鋭のシステム導入により、迅速な現場位置特定と出動隊の指令、有効適切な支援体制を備えたシステムへの更新を図り、現場到着時間の更なる短縮に努めます。

一方、携帯電話からの119番通報の場合の位置情報の特定については、比較的時間を要しており、今後、新たなシステムの導入を図り時間短縮を目指します。

また、現場到着時間と併せて、病院到着時間についても傷病者の予後を大きく左右することから、一刻も早い医療機関への収容が重要であり、迅速・適切な医療機関の選定に努め、重症度の高い傷病者や、緊急度の高い事案にあつては、消防防災ヘリによる搬送やドクターヘリの積極的な活用についても推進します。

なお、署所再編によって現場到着所要時間が遅延することとなる地域への対策については、ハード面、ソフト面の諸施策を関係機関への要望を含めて実施することにより消防力の低下を極力抑制するよう最大限の努力を行います。

○参考資料～【現場到着所要時間が遅延する地域への対策】

【平成27年までの中期目標】

- ・ 道路交通網の整備状況に合わせた出動区分の再設定による現場到着時間の短縮
- ・ 携帯電話からの119番通報による位置情報の特定に係る時間の短縮
- ・ 現場到着所要時間が遅延することとなる地域への対策
- ・ 緊急車両優先信号システムの導入を依頼

【平成32年までの長期目標】

- ・ 道路交通網の整備状況に合わせた出動区分の再設定を行い現場到着時間の短縮
- ・ 現場到着所要時間が遅延することとなる地域への対策

【最終目標】

- ・ 道路交通網の整備状況に合わせた出動区分の再設定による現場到着時間の短縮
- ・ 現場到着所要時間が遅延することとなる地域への対策

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
事業内容	道路交通網の整備状況に合わせた出動区分の再設定による現場到着時間の短縮 携帯電話からの119番通報による位置情報の特定に係る時間の短縮 システムの更新に当たっては最新鋭システムを導入									
重点目標	道路交通網の整備状況に合わせた出動区分の再設定による現場到着時間の短縮 緊急車両優先信号システムの導入を依頼									
数値目標	緊急自動車の現場到着所要時間において、全国平均を目指す									

現場到着所要時間が遅延する地域への対策

【ハード面の対策】

- 1) 該当地区への防火水槽・消火栓・ホース格納庫の優先的配備（市町部局）
- 2) 該当地区消防団への防火衣・手袋等の現場活動装備の配備（市町部局）
- 3) 緊急自動車の到着時間の短縮のため、渋滞の緩和を含めた道路交通網の整備（市町部局）
- 4) AED（自動対外式除細動器）の配備による救命率の向上（市町部局）
- 5) 市役所・支所の機動分団の復活又はこれに代わる機能の整備の検討（市町部局）
- 6) 同時発生事案に対応するため消防署及び統合分署に2台の救急車を配備する
- 7) 緊急車両優先信号システム導入の要望

【ソフト面の対策】

- 1) 現場へ駆けつける消防団員の増員を目指す（市町部局）
 - ・OB 団員等による機能別分団制度を導入
 - ・災害情報メール配信システムへの登録を推進
 - ・該当地域消防団の出動範囲を拡大
- 2) 自主防災組織の指導育成を積極的に行うことで、防災や消防活動の重要性に関する知識・技術を習得する機会を増やし、火災や事故に対応できる人材を養成し、地域における防災を担う人作りを行う。（市町・消防部局）
- 3) 消防団、自主防災組織、常備消防が一体となった連携訓練を行い災害に備える。（市町・消防部局）
- 4) 応急手当講習会の積極的な開催により、適切な応急手当の出来る人材を養成する。（市町・消防部局）
- 5) 住宅用火災警報器の設置を促進し、住宅火災による死傷者数の減少を図る。（市町・消防部局）

○ 消防署所庁舎の耐震化、機能回復及び維持管理に関する施策

消防施設を適切に維持管理することにより経年劣化に対する財産価値の保全を図るとともに安全性、機能性等の施設性能を常に良好な状態に維持します。

しかし、中央消防署庁舎は耐震基準を大幅に下回る状況にあることから、喫緊の新築移転が望まれますが、天草市の庁舎建設と整合性が必要であり、耐用年数を超過した消防指令システムの更新並びに消防救急無線のデジタル化への移行についても、関連する事業間の時期を綿密に調整し二重投資とならぬよう建設に向けた、構成市町関係者との総括的な検討が必要です。

なお、署所再編計画の最終目標との整合性をとりながら、統合分署の建設と既設庁舎の改修を進めることとしますが、平成 22 年度に、既設の庁舎の状況及び改修費用等を的確に把握するため署所庁舎改修概略設計委託を行い、その結果を踏まえ年次計画を作成し計画的に改修を行います。

【平成 27 年までの中期目標】

- ・ 消防本部・中央消防署庁舎新築移転工事 (h23～h 25)

【平成 32 年までの長期目標】

- ・ 御所浦分署庁舎改修工事、新和分署庁舎改修工事 (h 28)
- ・ 苓北・五和統合庁舎建設工事 (h 29)
- ・ 大矢野分署庁舎改修工事
- ・ 西天草分署庁舎改修工事、河浦分署庁舎改修工事 (h30) (最終目標との整合性を考慮する)

【最終目標】

- ・ 署所再編計画に基づく統合分署の建設
- ・ 各施設の改修工事による財産価値の保全と適切な維持管理

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
事業内容	消防本部・中央消防署庁舎移転新築工事	消防本部・中央消防署庁舎移転新築工事	消防本部・中央消防署庁舎移転新築工事			御所浦分署庁舎改修工事 新和分署庁舎改修工事	苓北・五和統合庁舎建設	大矢野分署庁舎改修、西天草分署庁舎改修、河浦分署庁舎改修		
重点目標	新庁舎の建設及び各施設の改修工事を実施									

○ 消防指令システム及び消防救急無線デジタル化整備計画

指令システムは火災・救急等の災害情報を受信しそれぞれの災害に応じた部隊編成、出場指令を迅速かつ的確に行うためのシステムであり、合わせて出動隊が万全な活動を行えるように情報を提供する情報支援システムも有しています。

当本部の指令システムは、平成12年に稼動したことから通常の耐用年数を越え、種々の障害により、近年、相当の維持管理経費が必要となってきました。指令システムは24時間、万全の体制が必要であることから、現在検討が続けられている消防本部庁舎の移転に併せた整備が必須であります。

一方、電波法の一部改正による消防救急無線のデジタル化への移行期限は、平成28年5月31日迄となっており、しかも多額の費用を要することから費用対効果を踏まえ、今後、県内消防本部と歩調と整合性をとりながら進めていく必要があります。

【平成27年までの中期目標】

- ・指令システムの更新（消防本部庁舎の移転との整合性を保つ）

【平成32年までの長期目標】

- ・消防救急無線のデジタル化移行（平成28年5月31日期限）

【最終目標】

- ・指令システム及び消防救急無線の安定稼動

消防指令システムの更新

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
事業内容	指令システムの更新（消防本部庁舎の移転との整合性を保つ）									
重点目標	消防指令システムの更新により安定稼動を目指す									
年次目標	新指令システムの検討		工事			指令システム安定稼動				
		消防庁舎建設								

消防救急無線のデジタル化移行

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
事業内容	基本設計	実施設計			運用開始	安定稼動				
重点目標	消防救急無線のデジタル化移行									
年次目標	基本設計	実施設計			運用開始	安定稼動				
			工事							

○ **自主防災組織の訓練指導等に関する施策**

○ **関係市町及び消防団との連携強化に関する施策**

自主防災組織は、普段からの近所付き合いを基盤として、日常的な防火防災活動や災害発生時の一人暮らしの高齢者の支援において重要な役割を果たします。天草地域における自主防災組織は、平成22年4月1日現在、168団体、7万6488人で、約57%の結成率となっています。今後、関係市町と協調しながら更なる組織結成に向けて取り組みを強化します。また、地域住民の自主性を尊重し、地域の実情に応じた組織づくりを働きかけるとともに、災害発生の際に十分な防災活動が行われるよう人材の育成と活動の活発化を推進します。

地域の防災力を強化するうえで、消防団の力は不可欠であり、その充実強化は消防行政を取り巻く重要課題であります。特に、大規模災害発生時には常備消防だけの力では十分でなく、要員動員力、即時対応力、地域密着性を持った消防団の活動が欠かせません。常備消防と非常備消防が一体となった効果的な連携による災害活動を目指し、計画的な訓練を実施していきます。

また、地域の事情をきめ細かく把握できる関係市町が自らの責任により積極的に対応することが望まれ、今後、関係市町の防災部局との連携をより一層強化して総合的な地域防災力の向上に努めます。

【平成 27 年までの中期目標】

- ・ 自主防災組織の結成に向けての取り組みと指導を強化
- ・ 関係市町との連携を強化し、常備、非常備消防が一体となった災害活動体制の確立

【平成 32 年までの長期目標】

- ・ 自主防災組織の結成に向けての取り組みと指導を強化
- ・ 関係市町との連携を強化し、常備、非常備消防が一体となった災害活動体制の確立

【最終目標】

- ・ 自主防災組織の結成に向けての取り組みと指導を強化
- ・ 関係市町との連携を強化し、常備、非常備消防が一体となった災害活動体制の確立

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
事業内容	自主防災組織の結成に向けての取り組みと指導を強化 関係市町との連携を強化し、常備、非常備消防が一体となった災害活動体制の確立									
重点目標	自主防災組織の結成に向けての取り組みと指導を強化 関係市町との連携を強化し、常備、非常備消防が一体となった災害活動体制の確立									

2 救急行政施策の推進

- 救急体制の充実強化に関する施策
- 救急高度化事業に関する施策
- 医療機関との連携強化に関する施策

救命率の一層の向上のため、全救急隊への救急救命士2名乗車を目指し、救急救命士有資格者の採用も考慮しながら、救急救命士の養成を進めます。

また、救急隊員の応急処置技術をよりよい状態に維持するためには、病院実習や症例研究による教育・訓練が必要であります。このため、医療機関との連携を強化して、医師の指示、指導・助言体制、救急活動の事後検証体制、救急隊員の再教育体制を柱とするメディカルコントロール体制の確立を図ります。

※h23～h27まで研修所出向について年間2名を維持、救急救命士有資格者の採用

※h28～研修所出向1名（シミュレーション技術等の確保のため研修出向を継続）

【平成27年までの中期目標】

- ・救急救命士2名乗車を目指す
- ・メディカルコントロール体制の確立
- ・救急救命士数60名を養成維持

【平成32年までの長期目標】

- ・救急救命士2名乗車を目指す
- ・メディカルコントロール体制の確立
- ・救急救命士数60名を養成維持

【最終目標】

- ・救急救命士2名乗車の確保
- ・メディカルコントロール体制の確立
- ・救急救命士数84名を養成維持

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
事業内容	救急救命士2名乗車の確保 メディカルコントロール体制の確立 救急救命士数60人を養成維持									
重点項目	救急救命士2名乗車の確保 メディカルコントロール体制の確立 救急救命士数60人を養成維持									
数値目標	救急救命士数 44人	救急救命士数 48人	救急救命士数 52人 退職1	救急救命士数 55人	救急救命士数 59人 退職1	救急救命士数 60人 退職1	救急救命士数 60人	救急救命士数 60人 退職2	救急救命士数 60人	救急救命士数 60人

○ 応急手当普及啓発に関する施策

住民に対する救命率や自主救護能力の向上並びに救急業務に対する理解と協力関係を深めることを目的に、応急手当普及啓発の推進を図ります。世帯に一人の救命講習受講者を目標として定期的に講習会を継続開催するほか、事業所、教育機関等の応急手当普及啓発活動の推進を図ります。

救命講習及び、短時間の応急手当受講希望者が多くなか、普及啓発のため指導を担当する署所での勤務中の出動体制の確保、また、非番日の職員対応による負担など懸念されるため、再任用職員を中心とした指導体制を推進します。

【平成 27 年までの中期目標】

- ・救命講習受講者数 年間 3,000 人
- ・応急手当普及員資格者 年間 100 人育成
- ・救命率の向上を目指し、応急手当の普及啓発の充実
- ・再任用職員による応急手当指導体制の推進

【平成 32 年までの長期目標】

- ・救命講習受講者数 年間 3,000 人
- ・応急手当普及員資格者 年間 100 人育成
- ・救命率の向上を目指し、応急手当の普及啓発の充実
- ・再任用職員による応急手当指導体制の推進

【最終目標】

- ・救命講習受講者数 年間 3,000 人
- ・応急手当普及員資格者 年間 100 人育成
- ・救命率の向上を目指し、応急手当の普及啓発の充実
- ・再任用職員による応急手当指導体制の推進

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
事業内容	救命率の向上を目指し、応急手当の普及啓発の充実を図る 再任用職員による応急手当指導体制を推進									
重点項目	ガイドライン変更に伴う応急手当関係要綱の改正	新ガイドラインによる応急手当指導の推進	再任用職員による応急手当普及啓発活動体制の整備	応急手当普及啓発の見直し	再任用職員による応急手当普及啓発活動体制の整備				応急手当普及啓発の見直し	
数値目標	救命講習受講者を年間3,000人、応急手当普及員受講者の年間100人を維持									

3 火災予防体制の整備施策の推進

- 防火安全対策に関する施策
- 違反処理体制に関する施策
- 危険物施設保安対策に関する施策

高齢化社会の進展とともに、住宅火災による死者の増加が懸念される中、法令により設置が義務付けられることとなる住宅用火災警報器の設置普及をはじめとした各種防火対策を積極的に推進し、火災予防思想の啓発並びに火災による被害の軽減を図るとともに、安全・安心なまちづくりの確立を目指します。

建築物の形態や規模だけでなく、実態や危険度に応じた定期的な査察の執行に努めるとともに、違反事項の改善が行われない建築物に対しては、関係機関と調整を図りながら、警告・命令・告発を視野に入れた違反是正を強力に進めていくため、予防・査察・違反是正業務の整備と予防担当者の資質の向上に努めます。

全国的に増加傾向にある危険物施設の火災、漏洩事故の低減を図るため、官民共同の行動指針・計画として示された「危険物事故防止に関する基本指針」及び「危険物事故防止アクションプラン」に基づき、効果的な危険物規制事務の推進を図り、危険物事故の防止に努めます。

【平成 27 年までの中期目標】

- ・ 住宅用火災警報器の設置率 70%
- ・ 住宅火災の発生率及び死傷者の減少
- ・ 予防・査察・違反是正業務の整備と予防担当者の資質の向上
- ・ 危険物規制事務の推進による危険物事故の防止

【平成 32 年までの長期目標】

- ・ 住宅用火災警報器の設置率 100%
- ・ 住宅火災の発生率及び死傷者の減少
- ・ 予防・査察・違反是正業務の整備と予防担当者の資質の向上
- ・ 危険物規制事務の推進による危険物事故の防止

【最終目標】

- ・ 住宅用火災警報器の設置率 100%
- ・ 住宅火災の発生率及び死傷者の減少
- ・ 予防・査察・違反是正業務の整備と予防担当者の資質の向上
- ・ 危険物規制事務の推進による危険物事故の防止

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
事業内容	6月1日を住警器デーと称してあらゆる媒体を活用して広報を展開 各種団体との連携による住宅用火災警報器の設置促進を進め、設置率100%を目指す									
重点項目	住宅用火災警報器の設置率の向上 住宅火災の発生率及び死傷者の減少					予防・査察・違反是正業務の整備と予防担当者の資質の向上 危険物規制事務の推進による危険物事故の防止				
数値目標	住宅火災の発生率及び死傷者の減少									
	住宅用火災警報器の設置率 70%				住宅用火災警報器の設置率 90%					住宅用火災警報器の設置率 100%

4 人材育成と組織の活性化施策の推進

- 人材育成に関する施策
- 組織の活性化に関する施策
- 消防行政への住民参画に関する施策

厳しい社会経済情勢の下、住民の多様なニーズや新たな消防需要に対応しながら、消防サービスの充実に努め、21世紀の消防を支える人材育成と組織の活性化のため職員研修や訓練を充実し、職員の能力開発に積極的に取り組みます。

今後10年間で80名余りの職員が退職、新たな職員が採用をされることから、組織的な消防力の低下を防ぐために教育機関への入校枠及び予算を確保するとともに、世代交代によって生じる業務遂行に必要な資格を継続的に確保してまいります。

また、職員の人材育成と組織の活性化に向け、能力開発の機会や環境を整備するため、職員研修の充実、自己啓発支援システムの構築など、将来を見通した人事計画と能力開発計画の策定を進めます。

消防行政運営の基本は、住民の生命と財産をあらゆる災害から守ることであり、また、住民に信頼される開かれた透明性の高い組織体制を確立することです。そのため、消防本部ホームページの内容を充実するとともに、住民の意見やニーズを的確に把握し、消防行政に反映していくため、インターネットなどを活用し住民の消防行政への参画を推進します。 ○参考資料～【研修体系図】

【平成27年までの中期目標】

- ・職員一人ひとりの意識改革と資質の向上
- ・知識技術の継承を目的に計画的な指導体制を構築
- ・業務遂行に必要な資格者の養成
- ・職員研修の充実、人事計画と能力開発計画の策定
- ・ホームページ内容の充実

【平成32年までの長期目標】

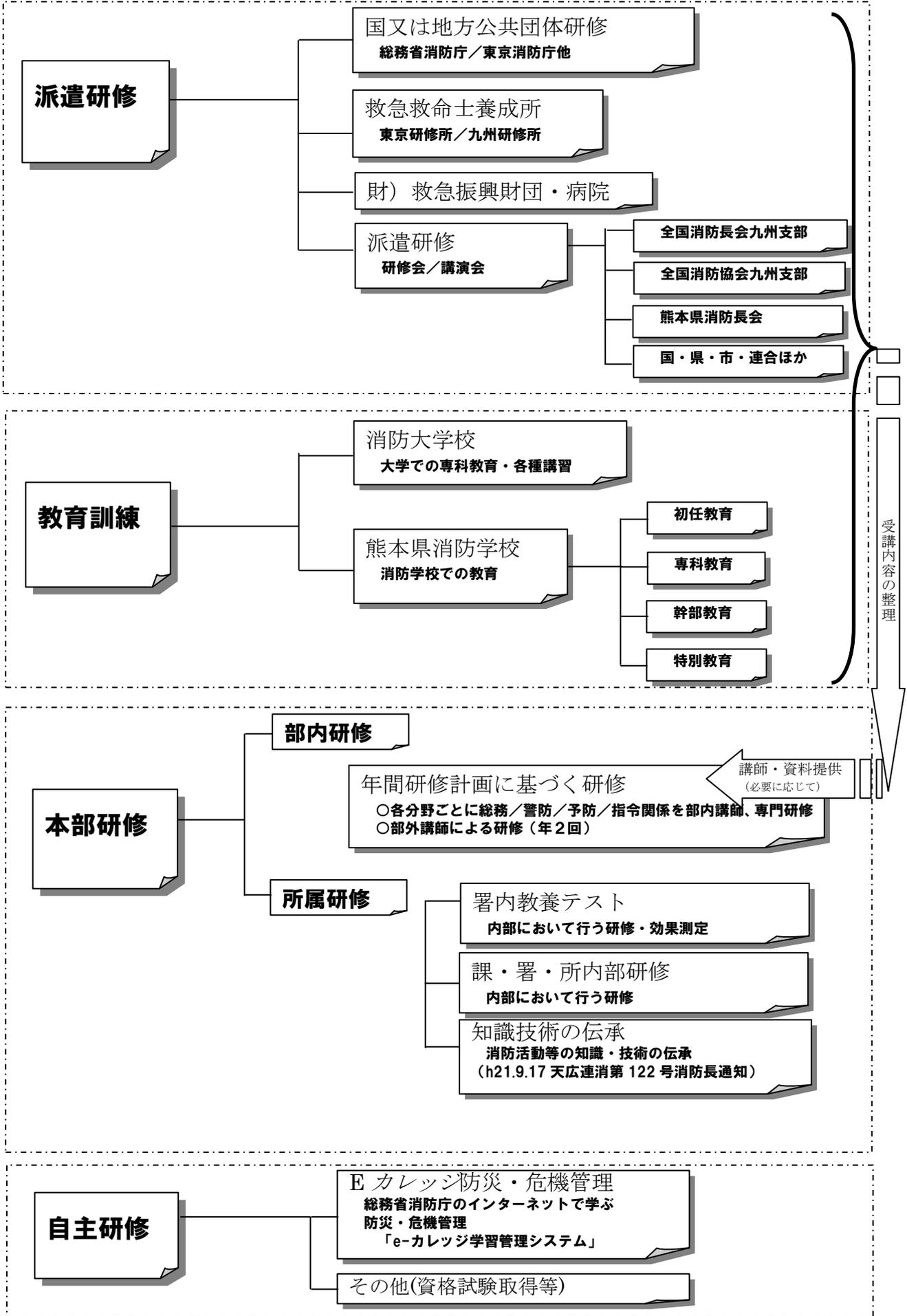
- ・職員一人ひとりの意識改革と資質の向上
- ・知識技術の継承を目的に計画的な指導体制を構築
- ・業務遂行に必要な資格者の養成
- ・職員研修の充実、人事計画と能力開発計画の策定
- ・ホームページ内容の充実

【最終目標】

- ・職員一人ひとりの意識改革と資質の向上
- ・知識技術の継承を目的に計画的な指導体制を構築
- ・業務遂行に必要な資格者の養成
- ・職員研修の充実、人事計画と能力開発計画の策定
- ・ホームページ内容の充実

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
事業内容	消防本部・中央消防署関係者からの最新かつタイムリーな情報、法規の改正等の説明及び業務遂行に必要な研修を行い、併せて職員全体への周知を徹底し消防本部として行政施策方針の一貫性を図る また、必要に応じて消防大学校をはじめとする派遣研修及び消防学校専科教育入校者により、専門的な研修を行い、受講内容を伝授のうえ全職員に対しての波及効果を期待する									
重点項目	職員一人ひとりの意識改革と資質の向上 知識技術の継承を目的に計画的な指導体制を構築 業務に必要な資格者の養成 職員研修の充実、人事計画と能力開発計画の策定 ホームページ内容の充実									
数値目標	業務遂行に必要な有資格者を継続的に確保									

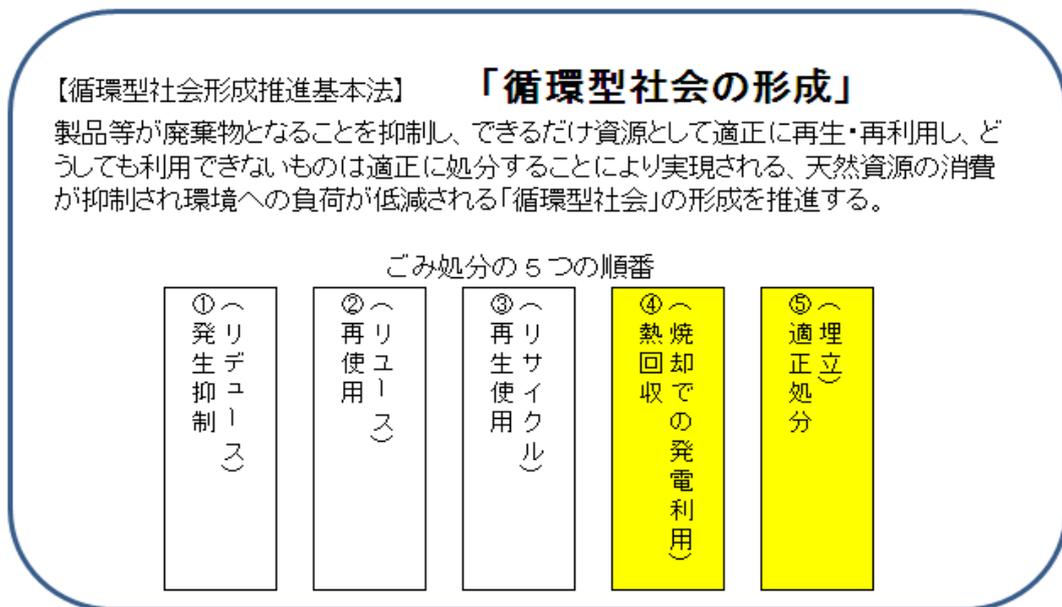
研 修 体 系 図



□ごみ処理施設

主要目標 「天草圏域の循環型社会形成の推進」

環境への負荷の少ない継続的発展が可能な社会を構築し、地球環境の保全を積極的に進めることにより、人類の生存基盤である環境を将来の世代に適切に引き継がなければなりません。廃棄物行政においては、「大量生産、大量消費、大量廃棄」型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少なくなる「循環型社会」の形成を推進します。



1 関係市町の廃棄物行政における諸施策との連携に関する施策の推進

ごみ排出量の削減に関する施策

環境への負荷軽減のためには、ごみの発生抑制及び分別回収による資源としての再生・再利用への積極的な取組みにより、ごみ排出量の削減を図ることが重要となります。ごみ焼却量が削減されることにより、焼却施設にとっては施設規模の縮小が可能となり、建設及び維持管理経費の削減が図られます。また、最終処分場にとっては埋立て期間の延長が図られます。

広報による周知を図るなど、関係市町と連携してごみ排出量の削減に取り組めます。

2 ごみ処理施設の設置及び管理運営について

(1)圏域 5 か所のごみ処理施設の統廃合に関する施策

環境保全とごみ処理行政の効率化のため、ごみ処理の広域化を図り、新ごみ処理施設の整備は、圏域の 5 施設を統合し 1 か所の整備とします（平成 31 年度完成目標）。

ごみ処理施設の更新時期(参考)

■施設の寿命をグラフで表しました。寿命は一律に15年としています。

運営主体	施設名	施設規模	開始年月	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
天草広域連合	本渡	93t	H12.4	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
	松島	34t	H8.4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
天草市	西天草	17t	H7.3	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
	御所浦	10t	H4.9	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
	牛深	36t	H4.3	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29

■各施設とも、老朽化に伴い設備の修繕費など年々維持管理費が増大することが見込まれます。

- ①用地選定・取得を推進します。建設用地の確保は整備計画の進捗に大きな影響を及ぼすことから、地域住民の理解と協力を得て、慎重かつ早急な用地確保に取り組めます。
- ②施設規模については、関係市町のごみ排出抑制施策の取組みを十分反映し、適切な予測のもと過大な施設とならないよう設定します。

H18.3 一般廃棄物処理基本計画時点	平成 27 年度目標規模 140 t 下水汚泥 100%処理 (132t：下水汚泥 25%処理)
↓	
施設規模を見直します。	<ul style="list-style-type: none"> ○目標年度の変更（平成 31 年度） ○人口、ごみ排出量の減少 ○天草市バイオマスでの生ごみ処理による減量の把握

- ③新施設の建設及び管理運営については、PFI可能性調査を実施し、どの方式が適しているか調査し、積極的に民間活力の導入を図ります。

事業方式の例（参考）		
(1) 公設民営方式	DBO方式	公共が資金調達を行って建設・所有し、民間事業者が事業期間にわたり維持管理・運営を行う。PFI事業の一種として実施する場合がある。
	長期包括的運営	建設工事とは別に、長期包括的運営委託を性能発注する。
(2) PFI方式	BOO方式	民間事業者が自ら資金調達を行い、施設を建設・所有し、事業期間にわたり維持管理・運営を行った後、事業終了時点で民間事業者が施設を解体・撤去する。
	BOT方式	民間事業者が自ら資金調達を行い、施設を建設・所有し、事業期間にわたり維持管理・運営を行った後、事業終了時点で公共に施設の所有権を移転する。
	BTO方式	民間事業者が自ら資金調達を行い、施設を建設した後、施設の所有権を公共に移転し、施設の維持管理・運営を民間事業者が事業終了時点まで行う。

- ④新施設への取組み状況等については、広報誌やホームページ等による住民への情報提供を積極的に推進し、透明性を高め信頼の確保に努めます。

(2)施設統合に係る住民サービスの維持に関する施策

- ①1施設としての整備は、関係市町の収集運搬体制や住民生活に影響を与えることとなるため、収集運搬体制及び住民サービスの維持を基本に関係市町と連携し、受け入れ日時の拡充など必要な施策に取り組めます。
- ②中継輸送施設への取組みについては、その必要性や設置運営主体等について、関係市町と継続して協議を行います。

(3)既存施設の管理運営に関する施策

- ①既存施設の管理運営業務については、一部民間委託を実施していますが、今後は職員の削減に応じて民間委託を拡大し、最終的には全面委託での実施が必要となります。
- ②ごみ処理施設は、経過年数が進むに従い腐食・摩耗等が進行し、また製造中止による交換部品の入手困難等があいまって、15年以上経過すると老朽化が顕著となり、維持補修経費の増大が見込まれます。よって、既存施設については、施設統合まで安定的に稼働させるため、長期的な施設管理運営計画を策定し、長期財政計画に基づく効率的な財政運営を確保しながら、適切な維持管理及び適時の効率的な延命化対策を実施します。
- ③今後も、施設排出基準の順守と環境保全対策を推進し、安全な施設運営に努めます。また、環境測定分析検査状況などについては、住民の安心と理解を得られるよう、広報誌やホームページ等を活用した積極的な情報提供を行います。

3 最終処分場の設置及び管理運営について

(1) 処分能力の確保に関する施策

- ① 現施設については、近年のごみ焼却量の減少等により、埋立て期間が延長されていますので、今後も関係市町と協力してごみ減量を推進し長期使用を図ります。
- ② 処分能力の確保のため、必要に応じて現施設の埋立て区画の拡張に取り組めます。
※ 現施設の浸出水処理施設を利用でき経済的である。平成30年度完成目標。
- ③ 施設規模については、処分量の適切な把握と予測を行い、できるだけ長期間の使用ができるよう確保に努めます。

(2) 圏域施設の効率的な最終処分体制の確立に向けた施策

ごみ処理の広域化によりごみ処理施設が統合されることから、圏域3か所の最終処分場についても、広域的な考えによる効率的な管理運営体制について関係市町と協議を行います。

(3) 最終処分場埋立て見込み(参考)

運営主体	施設名	容量	埋立期間	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
天草広域連合	新白洲処分場	99,800 m ³	15年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
				21年度での残見込み⇒												10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
天草市	牛深処分場	43,000 m ³	15年	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
				21年度での残見込み⇒												14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4
天草市	御所浦処分場	5,956 m ³	25年	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35		
				21年度での残見込み⇒												10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	

※ 残見込みは、約年数である。ごみが減量推移していることから、若干の延長が見込まれる。

※ 御所浦は、S58年公有水面埋立、H30年度まで埋立延長許可。21年度に埋立物を一部搬出処分し延命化を図った。

4 集会施設の設置及び管理運営について

集会施設は、「地域住民の福祉の増進と連合施設への理解と協力」を目的に、松島地区清掃センター建設に伴い、地域の要望を受けて建設されました。

(1)集会施設の維持管理に関すること

- ①地域と融和した施設となるよう住民の利用を促進し、住民に親しまれる施設の維持管理に努めます。
- ②定員管理計画による職員数の削減に伴う、ごみ処理施設の管理運営業務の民間委託に併せて、集会施設の民間委託を推進します。

(2)新ごみ処理施設完成後の施設の有効利用に係る協議検討

新ごみ処理施設の建設に伴う現焼却施設の廃止後においては、地域の意向を受けて、有効利用できるよう関係市町と協議を行います。

5 工程計画

項目		ごみ処理施設等の設置及び管理運営に関すること											
所管		環境衛生課	関係機関及び関係団体									関係市町及び天草広域連合	
実施概要		一般廃棄物処理広域化計画に基づき、天草全体を視野に入れた将来の施設整備の指針となる、ごみ処理・処分基本方針、実施計画の策定を行う。											
実施計画	実施内容		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	
	ごみ処理施設	施設整備事業計画策定		→									
		住民同意・用地取得	→	→									
		循環型社会形成推進地域計画策定		→									
		環境影響評価			→	→	→	→					
		整備計画書の作成・提出 見積設計仕様書の作成 見積設計図書の技術審査							→	→	→	→	
		入札・契約・建設工事							→	→	→	→	
		新施設稼働											→
	最終処分場施設	施設整備事業計画策定		→									
		住民同意・用地取得	→	→									
循環型社会形成推進地域計画策定			→										
環境影響評価				→	→	→	→						
整備計画書の作成・提出 見積設計仕様書の作成 見積設計図書の技術審査								→	→	→	→		
入札・契約・建設工事								→	→	→	→		
新施設稼働											→	→	
集会施設		→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	

- ①新ごみ処理施設については、市町合併など大きな変化の中、関係市町の厳しい財政状況を踏まえた、施設整備方針の見直しなど、事業取組み開始まで多くの時間を要したことから、工程計画を見直しました（用地取得の進捗によるが、施設規模 100t 以上を想定し一般的な整備作業に要する期間をみて、平成 31 年度完成目標とする）。
- ②最終処分場施設については、ごみ減量化等による埋立て期間の延長が図られていることから、工程計画を見直しました（平成 30 年度完成目標とする）。